

変更指令森推第01号
鹿児島市西伊敷七丁目34番12号
株式会社フタマタ開発

平成26年11月28日付けで申請のあった林地開発変更許可申請については
森林法第10条の2第1項及び第4項の規定により別紙条件を附して許可します。

平成27年 4月15日

鹿児島県知事



記

開発行為に係る森林の所在場所	鹿児島市川上町3625番1 外69筆
開発行為に係る森林の土地の面積	14.0863ha
開発行為の目的	工場、事業場の設置（産業廃棄物安定型埋立処分場 及び土捨て場及び農地造成）
教 示	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。